



検定3級対応!

初歩から学ぶ 財務

平井 満広

平井 満広

STUDY

会社法の計算書類と 企業会計原則

会社の経営実態を把握するためには「財務」の知識が不可欠です。この連載では、財務の基礎を分かりやすく紹介していきますので、基本的な仕組みや用語をしっかりと理解してください。

〈会社法の計算書類〉

会社法は、会社の運営や管理について定めた法律で、平成18年5月1日に施行されました。会社法では、会社の財産状態や経営成績を報告する書類（Ⅱ計算書類）として、次の4つを作成するように定めています。

- ①貸借対照表
貸借対照表とは一定期日、例えば決算日における会社の財政状態を明らかにする書類です。向かって左側（借方ともいう）には預金や売掛金、建物などの「資産」を、反対の右側（貸方ともいう）には買掛金、借入金などの「負債」と、資本金や利益剰余金などの「純資産」を記載します。左右の金額が必ず一致していることから、バランスシート（Balance Sheet）、B/Sとも呼ばれます。
- ②損益計算書
損益計算書とは、例えば1年などの一会計期間における、会社の経営成績を明らかにする書類です。売上や受取利息配当金、固定資産売却益といった「すべての収益」と、これに対応する売上原価や販売管理費、支払利息といった「すべての費用」を記載して、最後に当期純損益を計算します。これはP/L（Profit and Loss Statement）とも呼ばれます。
- ③株主資本等変動計算書
株主資本等変動計算書とは、一会計期間における純資産（株主から出資を受けた資本など）の「変

〈企業会計原則〉

企業会計原則とは、実務の慣習を参考にし、公平であるとして一般的に考えられている会計の処理方法を要約した基準のことです。これは法律ではありませんが、すべての会社が会計処理の際に従わなければならないとされています。企業会計原則には、企業会計全般の基本的な考え方が書いてある「一般原則」と、損益計算書や貸借対照表を作成する際の具体的な会計処理や表示方法等が書いてある「損益計算書原則」「貸借対照表原則」があります。一般原則では、次の7つを定めています。

- ①適切な会計処理に基づいて決算書を作成し、銀行や株主などの利害関係者に企業の真の実態を報告しなくてはならない、という考え方は、
- ②正規の簿記の原則
会社はすべての取引を証拠資料に基づいて継続的・組織的に会計帳簿に記録しなくてはならない、という考え方は、
- ③資本取引・損益取引区分の原則
資本取引とは資本の増減や配当の支払いなどの取引のことで、利益に影響が出ない項目のことで、それに対して損益取引とは、売上や仕入など利益計算の根拠となる取引のことです。

会社は適切な基準の範囲で自由に会計処理等を選ぶことができますが、毎年の基準が異なると、決算書の比較が難しくなったり、利益操作につながるおそれがあります。そのため、一度選んだ基準は理由もなく勝手に変更してはならない、という考え方は、

確定、公正な処理を行うこと

- ⑥保守主義の原則
銀行や株主は決算書を参考にし、融資の判断や配当額を決定します。ですから決算書の利益に不確定なモノが含まれていると、判断を誤ったり、配当原資が確保できなくなります。
- ⑦単一性の原則
目的に応じて異なる形式の決算書を作成しても、実質的な内容はあくまで1つです。二重帳簿のような不正経理をしてはならない、という考え方は、

- ④明瞭性の原則
分かりやすい決算書を作成するため、総額で記載する、費用と収益を対応させる、科目を分かりやすく配列するなど、工夫しなくてはならない、という考え方は、
- ⑤継続性の原則



練習問題に挑戦!

CHECK

【第1問】 会社法上、計算書類に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ①貸借対照表
- ②株主資本等変動計算書
- ③個別注記表
- ④キャッシュフロー計算書

解答欄

【第2問】 企業会計原則の一般原則に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ①正規の簿記の原則
- ②明瞭性の原則
- ③実現性の原則
- ④継続性の原則

解答欄